

財産管理を はじめよう

we
CAN
NAVIGate
you

あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人

NPO かなびの丘

ることはありませんか？

事業所の悩み

どのように管理したらよいのかわからない



実施するにはどのような体制が必要なの



で解決するかもしれません

自事業所で財産管理サービスを提供する

本書で説明します

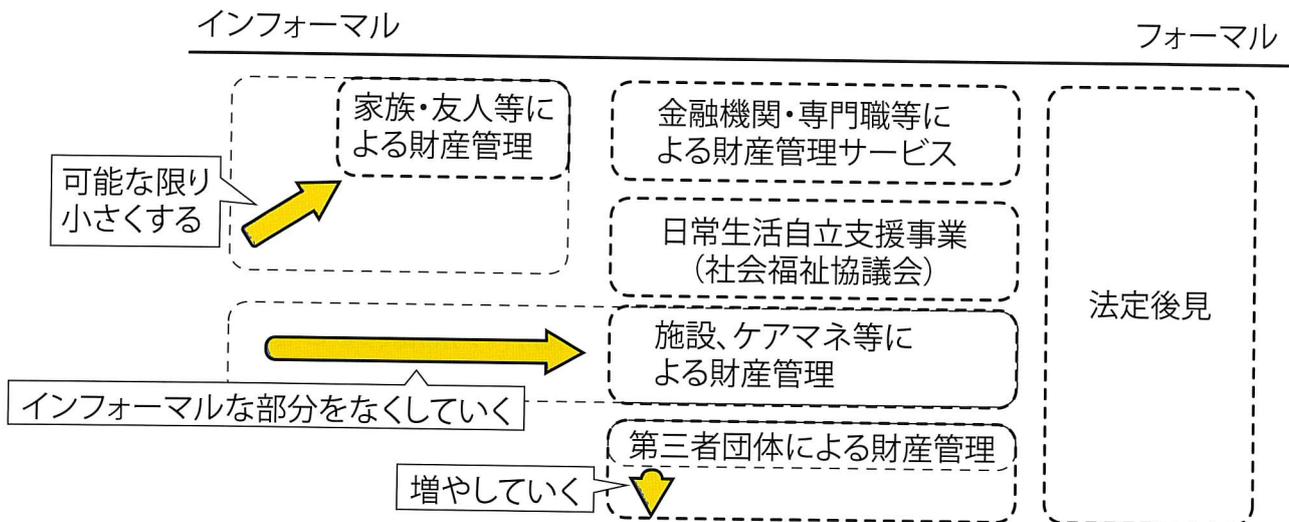
金銭・財産管理サービス提供者

金銭および財産の管理は利害が発生しない第三者の団体が担うことが理想ではありますが、現時点でこれらのサービスを提供している団体が少ないことや費用が多く発生する等利用者の誰もが活用することが難しいのが現状です。

一方、利用者に身近な者が担うことでコミュニケーションが図られて作業が円滑にいくこともあります。

本事業では、誰が担うのかは問わずに誰が担っても利用者の権利擁護が図られるしくみづくりを目指しています。

また、金銭管理もしくは財産管理のどちらか一方のサービスのみを提供しても、両方のサービスを提供しても構いません。利用者の権利擁護を考えると異なる事業者が提供することが望ましいですが、二重に費用が発生したり手続きに時間がかかる等のデメリットが生じます。利用者の希望を踏まえて判断が必要となります。



金銭・財産管理サービスを提供する前に

利用者にとって生活を維持していくために必要不可欠な金銭や財産を預かることは非常に責任を伴うことです。利用者はこれらのサービスを利用するにおいて大きな不安をもちます。

サービス提供者はその不安を取り除き、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備する必要があります。

組織体制

- 本事業は有償無償に関わらず権利擁護の支援を行うこととなります。直接関わる職員だけでなく、法人全体の全職員が実施の意義や目的を共有することが大切になります。
- お金を扱うため1人で作業が完結しないように複数人を配置します。専属での配置が困難な場合は法人が行う他の事業と兼務も検討します。なお、本事業で知り得た情報は法人内の他事業を含む外部に漏洩してはいけません。
- 本事業は、利用者のお金に直接関わるため、倫理観に加えてお金に関する知識やスキル等が求められます。継続的な研修や自己研さんの機会を用意します。

利益相反と個人情報

- 施設入居者を対象とした場合、自事業所の施設費を優先して徴収することは施設本位と判断される場合があります。明確な基準を設ける必要があります。
- 利用料を徴収できなくなった場合、契約においては解除規定を設けていても本人の生活を考慮すると解除できない場合も考えられます。自事業で他のサービス等を提供していると特にそうなる可能性が高くなります。しかし、本事業として実施するため利用料を徴収しないままサービスを提供するのは矛盾を抱えることとなります。実施にあたっては十分な検討が行ったうえで実施します。
- 利用者の収入や債務の状況等お金に関する情報に加えて、利用者の嗜好や抱えている問題等繊細な個人情報を取り扱うこととなります。実施事業所が個人情報保護に関する法律に適合しない法人であったとしても、法に準じて個人情報の取り扱いに関する規定を整備することが求められます。

金銭・財産管理のながれ

具体的にサービスを提供するながれをみていきましょう。

説明

まず、金銭・財産管理サービスを希望する方への説明から始まります。ここで不安や誤解が生じないように丁寧に説明を行います。



契約

利用者の最終的な意思確認を行ったうえで、契約を結びます。このときに必要なサービスの選択や定期的に発生する作業(事務)を確認します。

作業

作業については7～8ページをご参照ください



報告

作業は一定期間(1ヶ月等)で区切り、利用者がその間のお金の動きを把握できるように報告をします。利用料が発生する場合は請求書や領収書を発行します。

終了

契約が終わるときは、預かっている貴重品を利用者に返却します。利用者がお亡くなりになった場合は、相続人に引き継ぎます。

金銭管理サービス

■主な金銭管理サービス

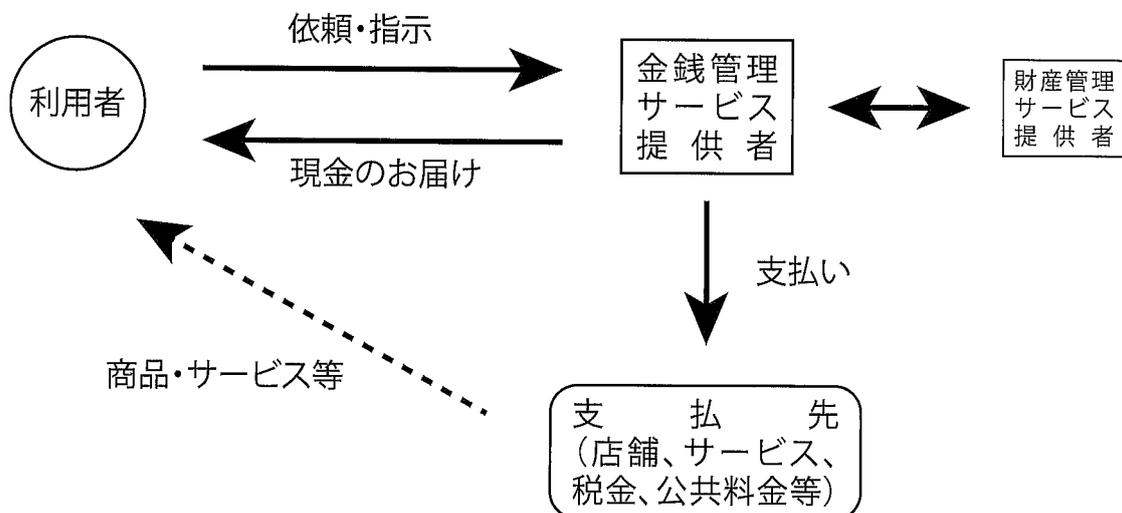
金銭管理に関する支援を実施する「金銭管理サービス」には下記のようなものがあります。

保管 (預かり)	<ul style="list-style-type: none">・現金(生活費、お小遣い)、金券・日常的な使用頻度が高い物品 (健康保険証、介護保険証、運転免許証、認印等)・上記に付随する物品(財布、印鑑ケース等)・金銭出納帳の作成に必要なもの(請求書や領収書等)・その他、事業所において保管することが妥当であると 考えられるもの
事務 (作業)	<ul style="list-style-type: none">・上記保管物品を用いての作業(現金での購入や支払い等)・金銭出納帳の作成・その他、事業所において作業することが妥当であると 考えられるもの

どのサービスを提供するかは事業所の実情に合わせて決定してください

■金銭管理サービス提供の相関図

金銭管理サービス提供の相関図は下記のようになります。



財産管理サービス

■主な財産管理サービス

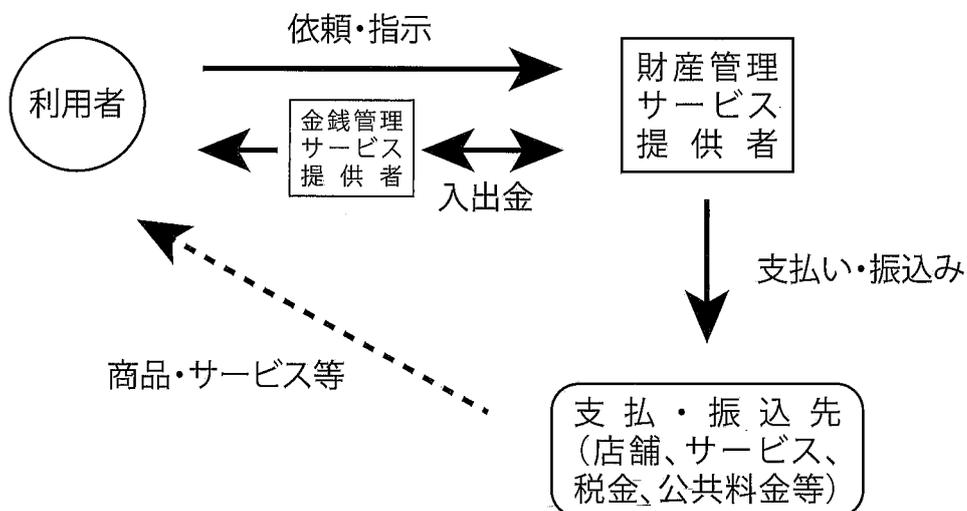
財産管理に関する支援を実施する「財産管理サービス」には下記のようなものがあります。

保管 (預かり)	<ul style="list-style-type: none">・金融機関物品 (通帳、銀行印、キャッシュカード、有価証券等)・貴重品類 (実印、印鑑登録証、年金証書等)・契約書類、権利書類等・その他、事業所において保管することが妥当であると 考えられるもの
事務 (作業)	<ul style="list-style-type: none">・上記保管物品を用いての作業 (金融機関での作業等)・上記作業を完結するための作業 (生活費を届ける、年金の受領確認等)・その他、事業所において作業することが妥当であると 考えられるもの

どのサービスを提供するかは事業所の実情に合わせて決定してください

■財産管理サービス提供の相関図

財産管理サービス提供の相関図は下記のようになります。



財産管理サービスの現場

実際に財産管理サービスを提供している、NPOかなびの丘の作業の様子を紹介します。サービスの提供の仕方は実施事業所によって異なりますので、ひとつの事例としてみてください。

説明・契約



問合せや相談があれば、説明、情報共通の場を設けています。そのうえで、サービス利用の意思確認を行います。

契約は判断能力を確認するため説明した日から一定期間あけて行っています。

金融機関での作業

お金の管理に関するスキルを持ったスタッフが対応します。作業（事務）の前後にはチェックを行い、作業が適切に進んでいるかを確認しています。必要に応じて金融機関の貸金庫を活用しています。



事務所等での作業

事務所では収支計画の作成や財産状況の把握等を行っています。また、定期的に本人宅や関連する施設等への訪問を行っています。



Q1. 利用料は徴収しないといけませんか

利用料を徴収するかは実施する事業所の判断となります。事業を安定的に継続していくためには一定の費用が発生することは当然であると考えています。無償で提供する場合でも、サービス内容や権利擁護の視点は変わりません。本事業を途中で止めたり再開したりせずに継続的にサービスを提供し続けることが、利用者の生活の安定につながることを忘れないでください。

Q2. 契約に際して注意することはありますか

契約は利用者本人と締結することが原則になります。利用者が契約する能力がない場合は契約が成立しません。この場合は成年後見制度の活用を検討します。

また、すでに成年後見人等代理人が就任している場合でも、本サービスを提供することは可能です。その場合は契約相手は代理人となります。成年後見人が財産管理を担い、施設等が金銭管理に担うケースは多くみられます。

Q3. 財産管理のしくみが整備されると社会はどう変わりますか

私たちの社会はお金を無視して生活していくことはできません。お金を介して社会が成り立っているといっても言い過ぎではありません。

利用者のお金を適切に支援することは利用者の権利が守られ尊厳を持って生活を送ることができる社会の実現につながります。

その第一歩として、多くの方にお金の管理に関するサービスがあることを認知していただきたいと考えています。

財産管理に
役立つ
情報や様式を
公開しています

財産管理モデル事業 特設サイト

<https://www.zaikan.org>

本事業は「日本財団 2018年度助成」を受けて実施したものです

財産管理事業モデル ガイドブック

2018(平成30)年11月

特定非営利活動法人

NPO かなびの丘

〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>

笑顔のためにできることのすべてを

